

八王子市障害者等歯科診療・歯科医療連携推進懇談会設置要綱

平成14年 4月 1日 施行

改正 平成15年 4月 1日  
平成21年10月 1日  
平成23年 4月 1日  
平成25年 4月 1日  
平成25年 8月26日  
平成26年 4月 1日  
平成28年 4月 1日

(設置)

第1条 八王子市障害者等歯科診療事業及び歯科医療連携推進事業の円滑な運営及び推進を図るため、八王子市障害者等歯科診療・歯科医療連携推進懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 懇談会は、障害者等歯科診療事業及び歯科医療連携推進事業の運営及び推進に関し、必要な事項について意見交換及び情報収集するものとする。

(開催)

第3条 懇談会は、次に掲げる者で開催する。

- (1) 八南歯科医師会を代表する者・・・・・・・・・・3名
- (2) 八南歯科医師会八王子支部を代表する者・・・・・・・・1名
- (3) 八王子市歯科医療連携推進事業運営委員会を代表する者・1名
- (4) 八王子市医師会を代表する者・・・・・・・・・・1名
- (5) 東京医科大学八王子医療センターを代表する者・・・・・・1名
- (6) 東海大学八王子病院を代表する者・・・・・・・・・・1名
- (7) 八王子市医療保険部長
- (8) 八王子市医療保険部地域医療政策課長
- (9) 八王子市医療保険部大横保健福祉センター館長
- (10) 八王子市福祉部障害者福祉課長
- (11) 八王子市健康部健康政策課長

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ臨時の参加者を参加させることができる。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会の座長は八南歯科医師会を代表する者とし、副座長は八王子市医療保険部長とする。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会期)

第5条 会期は1年間とし、当該年度の4月1日から3月31日までの間に1回以上の懇談会を開催する。

(懇談会)

第6条 懇談会は、市長が招集する。

(事務局及び庶務)

第7条 懇談会の事務局は医療保険部地域医療政策課に置き、その庶務は事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。